平成27年7月23日(木曜日)

政策調査課副主幹

沖米田 哲 哉

午前9時43分開会

会議に付した案件

○意見聴取

子どもの貧困問題に関する現状分析等

○協議事項

- 1. 政策条例提案書(案)の検討
- 2. 県北調査について
- 3. 県外調査について
- 4. 次回委員会について
- 5. その他

出席委員(11人)

委 員 長 右 松 隆 央 横田照 夫 副 委員 長 委 員 坂 口 博 美 委 員 丸 山 裕次郎 季 見 康 之 員 委 員 清 山 知 憲 太 田 委 員 清 海 岩切 委 員 達 哉 委 員 河 野 哲 也 委 員 前屋敷 恵 美 委 員 有 岡 浩 一

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した参考人

宮崎大学教育 盛満弥生文化学部講師

事務局職員出席者

政策調査課主任主事 押川幸司

〇右松委員長 それでは、皆さん、おはようご ざいます。まだ、全員そろっていませんけれど も、定刻を過ぎましたので、ただいまから宮崎 のこども対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありますが、お手元に配付の日程(案)をごらんください。

本日は、前回お知らせしましたとおり、宮崎 大学教育文化学部の盛満弥生講師に対する意見 聴取を予定しております。その後、政策条例提 案書(案)、県北調査、県外調査、次回の委員会 について御協議いただきたいと存じます。この ように取り進めてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇右松委員長 それでは、そのように決定いた します。

次に、委員会の傍聴につきましてお諮りいた します。執行部職員40名、うち教育委員会が26 名、福祉保健部が14名から本日の委員会を傍聴 したい旨の申し出がありましたが、これを許可 することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○右松委員長 それでは、傍聴人の入室を認めることといたします。

では、参考人、傍聴人入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時44分休憩

午前9時45分再開

〇右松委員長 本日は、宮崎大学教育文化学部 講師、盛満弥生様にお越しいただきました。

初めに、盛満様の御紹介をさせていただきま す。 盛満様は、神戸大学経営学部を御卒業後、大阪大学大学院を経て、現在、宮崎大学教育文化学部講師として御活躍されております。また、 先生の御専門は教育社会学で、子どもの貧困や学力問題等に大変造詣が深いと伺っております。

それでは、一言御挨拶を申し上げます。

私は、宮崎県議会宮崎のこども対策特別委員会の委員長に選任されました宮崎市選出の右松 隆央でございます。

本日は、お忙しい中お越しいただきまして、 心から感謝申し上げます。ありがとうございま す。

当委員会は、宮崎のこども対策に関する所要 の調査活動を行うことを目的としております。 本日は、子どもの貧困問題に関する現状分析等 についてお伺いしたいと思います。本日はよろ しくお願いいたします。

次に、委員を紹介いたします。

最初に、私の向かいが宮崎市選出の横田照夫 副委員長でございます。

続きまして、盛満様から見て右側から、小林 市西諸県郡選出の丸山裕次郎委員でございます。

都城市選出の二見康之委員です。

宮崎市選出の清山知憲委員です。

続きまして、左側から延岡市選出の太田清海 委員でございます。

宮崎市選出の岩切達哉委員です。

延岡市選出の河野哲也委員です。

宮崎市選出の前屋敷恵美委員です。

宮崎市選出の有岡浩一委員です。

そして、児湯郡選出の坂口博美委員でござい ます。

それでは、盛満様、よろしくお願いいたしま す。

○盛満参考人 ただいま御紹介にあずかりまし

た宮崎大学教育文化学部講師の盛満と申します。 本日は、このような「子どもの貧困問題を考える」と題した講演をさせていただく機会をいただきまして、どうもありがとうございます。

最初は、10名程度のこじんまりした会だとい うふうにお話をお伺いしていたので、これほど の人数の方が来られるとは、つい先日まで知り ませんでしたので、ちょっと今、大分場の雰囲 気に緊張してるところではあるんですが、きょ うは1時間という限られた時間の中でお話しさ せていただくことになりますので、子どもの貧 困問題ということを考えていく上で、ここにお られる方々が、宮崎県の中では、この問題で具 体的に政策をつくっていく、子どもの貧困対策 というものを行っていく上では中心になる方々 だと思います。その方々にこの貧困問題を考え る、捉える視点と、いわゆる全国的な現状とい うところをまずは知っていただいた上で、具体 的な対策、支援策を考えていくということが、 今後必要かなと思いましたので、ここにおられ る方々は、もう既にそれぞれの御専門の分野か らすると、当たり前のような実態報告というの が結構あるかもしれませんが、一緒に取り組ん でいく方々の共通認識というのが非常に重要か なと思いましたので、基本的な部分から、1時 間という限られた中ですが、お話をさせていた だきたいと思います。

では、座ってお話しさせていただきたいと思います。

お手元の、すごくきれいな、カラーに印刷していただいているパワーポイントの印刷物があります。基本的にその内容と、前のスライドの内容、同じものになっておりますが、印刷物のほうが若干字が小さい部分がありますので、適宜、前のスライドとお手元の資料を交互に見な

がら確認していただければと思います。

資料として、皆さんにお示しすることが重要かなと思って載せているものが結構ありますが、ごらんいただければ、そのグラフ、表から判断できる実態というのが幾つかありますので、それぞれの図表に関しては、それぞれを具体的に説明するというよりも、実態について補足の資料という形で、それぞれの図表は適宜ごらんになっていただければなと思います。

では早速、子どもの貧困問題を考えるという ことで、基本的な部分からにはなりますが、お 話しさせていただきたいと思います。

ちょうど1年前になりますが、国の厚生労働省の国民生活基本調査というものの中で、子どもの貧困が最悪16%と、厳密に言うと16.3%という数字にはなるんですが、調査開始から過去最悪、少子化の影響で子供の数は減っているにもかかわらず、約6人に1人の子供が貧困状態にあるという実態が国のほうから報告されたことになります。

きょうお話しするところで、基本的には子供という場合には、17歳以下を想定しているものになりますが、ところどころ続き柄という意味で子供という表現を使っていたりするところもありますので、その点は補足させていただきたいと思いますが、基本的には17歳以下の子どもの貧困率というのが16.3%という過去最悪の状況にあるというのが、最新のデータで指摘されている部分になります。

ただ、注意していただきたいのが、図1の中の1985年というこの調査を開始した時点でも、既に10人に1人近くの子供たちというのは、いわゆる貧困状態にあったという、豊かな社会日本ということが言われていた時期でも、やはり貧困状況にある子供たちは存在していて、それ

が、もう表面化しているのが2012年の状況であると。表面化、深刻化しているのが現在の状況であると言われています。

ここで、子どもの貧困というものについての 定義を詳しくお話ししていると、それだけで時 間がかかってしまいますので、簡単に整理させ ていただくと、子どもの貧困ということを考え るときに、やはり貧困の中心は経済的困難であっ て、物がない、お金がないということが中心に なりつつも、そのことが起因して、連鎖・複合 化する不利、ライフチャンスの制約というふう に整理させていただいていますが、子供時代の 貧困状況、物がない、お金がないということを 中心とするような状況というのは、単に子供時 代の、子供自身の現在の状況に影響を与えるだ けではなく、長期にわたって固定化し、次の世 代へと引き継がれる可能性、貧困の世代間連鎖 とか、貧困の世代的再生産と言われる現象にな りますが、そういった可能性を含んでいるとい うのが、子どもの貧困問題の一番の重要な課題 として指摘されています。不利が不利を呼ぶ形 で、そのしわ寄せというのが一番弱い立場にあ る子供に極端な形であらわれてしまうというの が、子どもの貧困問題の本質であると思ってい ただければなと思います。

これも、この後お話しする中で、図2はすごくわかりやすい図式がされているものなので、よく御紹介するものなんですが、経済的困難というのが中心にありつつ、不十分な衣食住の環境の中で、親御さんの経済的余裕がない中で、子育て、教育にかかわる精神的な余裕とか時間的余裕がない中で、適切なケアが十分にできなかったりとか、親のストレスが虐待とかネグレクトにつながる可能性があったりとか、文化的資源の不足、低学力、低学歴、自分自身に対す

る低い自己評価、貧困層の子供たちとかかわっていると、本当に残念ながら、「どうせ僕なんて」と、「自分なんて頑張っても大した成果は上がらないんだ」みたいなことを、本当に小学校低学年ぐらいの子が、そういった言葉を発するときに、子供たち自身の衣食住とか、経済的な、金銭面だけではなくって、子供たちの低い自己評価、自尊感情等につながっていきます。また、生活の見通しが立たないなど、自分の将来について考える余裕がない中で、不安感とか、周りの大人や地域社会、学校の先生方など、自分を取り巻く環境に対する不信感みたいなものが出てきます。

その要因ともなっているのが、貧困層の、現 代の貧困の大きな特徴として、社会的孤立とい うことが指摘されていて、これが、恐らく高度 経済成長期の子どもの貧困とは大きく違うとこ ろで、「三丁目の夕日」の時代みたいな、あの時 代に想定されていた、みんな貧しいけれども、 協力し合って地域社会、御近所づき合い、親戚 同士で協力しながら何とかやっていた時代とい うのとは大分状況が変わっていて、社会、親族 からも、「金の切れ目が縁の切れ目」みたいな表 現が本当に当てはまる、残念ながら本当によく 当てはまるなと感じてしまうような事例を幾つ か知っていますが、やはり親戚関係、親族関係 の中からも孤立したりとか、学校とか地域社会 の中から排除される、孤立するというようなこ とが、単独であらわれるというわけではなくて、 複合的にあらわれて、それが結果的に若者の貧 困、大人の貧困、次世代の子どもの貧困という ふうにつながっていくということが、国内外の 調査研究から指摘されています。

次の貧困の概念も、ここにおられる方々は、 かなり詳しく御存じなのかなと思いますので、 簡単に整理させていただくと、今回、お話しさせていただく中心は、相対的貧困と言われるものになります。図1で示している貧困率というのも、相対的貧困率という表現になっておりますが、絶対的貧困という場合には、戦後の日本とか、発展途上国で、最低限の衣食住を欠いているような状態のことを指す概念で、これは一応、金銭的に額でいうと、世界銀行が定義しているものによると、1日1.25ドル以下の生活状況にある貧困状態というのを絶対的貧困というふうに定義づけられていますが、世界で考えると12億人、世界の約6分の1が絶対的貧困状況にあるというふうに推測されています。

それに対して相対的貧困というのは、その国の一般的な生活レベルと比べて非常に貧しい状態のことと言われております。

これが、具体的にどれぐらいの生活状況なのかというのが、今まさに日本で議論がされていくところなのかなと思いますし、宮崎県での子どもの貧困対策を考えていく上でも、その国、日本の一般的な生活レベル、九州なのか、宮崎なのか、どこを標準として捉えるのかというので、いろいろな目標にする数値目標と具体的な施策の中身というのが大きく変わっていくのではないかというふうに考えていますので、またその辺は補足させていただきたいと思いますが、一般的に日本で相対的貧困状況にある教育にかかわって、こういう状況にある子供たちの具体的な状況としては、高校進学率がもうほぼ100%、98%の時代に高校進学ができないような状況。

高校の授業料の無償化というのが、所得制限 はつきつつも行われている中で、残念ながら宮 崎県内にどれぐらいそういう実態の子供がいる かは、私自身、まだ把握できていないんですが、 やはり進学にかかる費用がたとえ無償だったとしても、もう中学校卒業と同時に、家計を支えるために少しでも早く働いてほしいというような家庭からの強い要望の中で、進学を断念せざるを得ない、自分の志望校とは違うところに行かざるを得ないような子供たちというのは、やはり今でも、無償化が行われて以降でも、数として報告があります。また、これは有名な事例になりますが、体調が悪かったりしても、病院に行けない子供とか、給食が唯一の食事である子供とか、お風呂に毎日入れないというのも、今の日本社会の中では、一般的な生活レベルを満たしていないという意味では、相対的貧困というふうに捉えられるかなと思います。

上の現代日本の子どもの貧困というところで、 上の数字は、先ほど図表でお示ししたものになりますが、ここでいう相対的貧困率の計算方法 を細かくお話しすると、すごくややこしくなるので、簡単に等価可処分所得の中央値の半分以下の世帯に属する子供の割合を子どもの貧困率というふうに定義、国際的にも定義づけられています。

ちょっと「具体的には」という表現が少しおかしくなっていますが、単身世帯の場合で、2012年の調査の段階では、単身世帯で122万円というのが貧困の基準というふうになっています。親子2人の場合が、ちょっと最新の数字がフォローできていないので、一つ古い数字になりますが、2009年の段階でいうと、親子2人で177万円、親子3人で217万円、親子4人で250万円以下の生活を余儀なくされているような家庭を、ここでは相対的貧困状況にあるというふうに判断して、貧困率を計算しております。

この数字をお示しするときに、どの地域でこ

の数字を出すかというので、やはり反応が違っ ていて、県民所得、宮崎県の場合には全国の中 でいうと、やはり低いほうになりますので、そ の中で親子4人で250万円という数字と、恐らく 東京で親子4人で250万円というときでは、生活 の困難ぐあいというのも変わってくるかなと思 いますので、実はこれは、国が示している数値 にはなりますが、地域によっては、本来はこの 貧困の基準になる貧困線というものは若干変化 するはずですし、持ち家で親子4人で250万円と いう場合でも、持ち家なのかそうじゃないのか というのでも状況が変わってきますので、この 数字は宮崎だけじゃなくて、全国の中で貧困基 準というのがやっと議論されるようになってき ていて、これから具体的な議論は展開されてい くだろうなと思いますが、全国的な基準として この数値が現在では使われております。

貧困率を国際的に見た場合も、残念ながら日本は高い水準です。貧困率の高さというのが、 国際的にも指摘されていて、さらに、貧困ギャップとか貧困の深さみたいな表現がされるんですが、その貧困の度合いという、ここでは数値をお示ししていないんですが、貧困の深刻度合いというものでも、国際的に日本の状況はかなり深刻だというふうに指摘されております。

これは、後半にお話しするどの層に対する支援を重点的に行っていくのかということとも関連するとは思いますが、これは、日本の数値をお示ししておりますが、国際的にも親が若い段階、子供が小さいころだったり、子供の年齢よりも親御さんの年齢というのが、貧困率に与える影響というのが強いことが指摘されておりまして、親御さんが20代前半の場合には、特に日本の状況ですが、貧困率がすごく高くなると。徐々に20代後半からは貧困率が下がっていく傾

向にあるんですが、年齢によってもこの貧困率 というのは異なっていると言われています。

もう一つ、先ほど相対的貧困率と言われるも のは、国としての数値しか、残念ながら報告さ れておりませんので、それぞれの自治体ごとの 貧困状況というのを推しはかるためには、もう 就学援助というもの自体が、それぞれの自治体 によってさまざまな基準がありますので、一律 にこの就学援助率で物事を判断していくところ は、難しいところはあるんですが、今の子ども の相対的貧困率と就学援助率というのが、もう 大体同じような、15%から16%ということで、 就学援助率というのも一つの子どもの貧困実態 を指し示す指標として利用できるのではないか ということで、御紹介いたしますと、宮崎県内 の場合、2012年の段階で、全国の就学援助率に 比べると、若干低い数値ではあるんですが、宮 崎県の状況は、沖縄、鹿児島、宮崎県という九 州の中でも南の3県というのが、この約五、六 年の間に就学援助率が急上昇しているというの は、これはやはり、この後、貧困率上昇の背景 というところは、少しお話しさせていただきた いと思いますが、単に地域経済の状況というの が、子供たちの貧困状況に与えている影響は小 さくないだろうというのが、この結果から指摘 できるかなと思います。

図5については、これも、少し古いデータになるんですが、実は公開されているデータで、宮崎県内の各市町村の就学援助率については、全国のものがウェブ上でも入手できる形で公開されているんですが、単に14.46%という就学援助率とはいえ、宮崎県内でもそれぞれの自治体ごとで、就学援助率には割と大きなばらつきがあって、より県南で就学援助率の高さというのが際立っているだろうというのが、この図5か

らもわかるかと思いますし、都市部との大きな 違いとしては、都市部の場合には、県庁所在地 が就学援助率が高くなる傾向があるんですが、 もちろん宮崎市も決して低い数字とは言えない んですが、人口が多い地域が必ずしも、宮崎県 の場合には就学援助率が高いというわけではないので、この点は、宮崎県内での子どもの貧困 について考えていく上では、全国的な展開というのを踏まえつつ、宮崎県内でも今後取り組み が進んでいくとは思いますが、こういた人致 規模が必ずしも多くない地域で、子どもの貧困 状況が深刻な事態にあるということは踏まえて おかないと、ちょっと全国的な動向とはており ます

子どもの貧困率上昇の要因は3つ、これだけではありませんが、家族構成の変化、経済状況の悪化、社会保障制度の防貧機能の低下といったものが、主な要因として指摘されているところになります。この辺は、後ほど図表で補足させていただきます。

国際的に見た場合、日本の子どもの貧困の特徴として指摘されているものも3点挙げておりますが、ひとり親世帯の親の8割以上が、就労しているにもかかわらず、貧困状況から抜け出せていないと。ひとり親世帯の貧困率の高さというのは、これは、国際的にも日本の特徴として指摘されているところになります。

2つ目、この辺は、私よりここにおられる皆さんのほうが詳しいのではないかと思いますので、いろいろアドバイスいただきたいところもあるんですが、政府の再分配によって子どもの貧困率が悪化するOECDの中で唯一の国であるというようなことが指摘されております。2000年代後半に、若干改善したというふうに言われ

ていますが、ほかの国、OECD諸外国の状況 に比べると、必ずしも再分配機能というのが効 果的に働いていないのではないかということが 指摘されています。

3つ目、教育費の公的支出の低さというのは、 必ずしも貧困の特徴ではないんですが、公的支 出が低いことによって、家計からの支出、私費 からの支出という部分がどうしても高くなって しまう関係で、家庭の経済力というのが、教育 機会に大きな影響を与える可能性があるという ことが、日本の特徴であるというふうに指摘さ れております。

済みません、皆さんのお手元の資料も文字化けしているのかもしれないですが、図6が実際の数字等が入っているところが、値という字に変換されてしまっていて、申しわけないんですが、図6については、この会でも恐らく何度も指摘されているひとり親世帯の状況という数値とは実は違っておりまして、ちょっとタイトルを間違えたなという反省をしているんですが、ここでいうひとり親世帯というのは、必ずしも二十未満の子供たちというふうに限定しておりませんので、子供が成人している場合も含む状況になります。

なので、ひとり親世帯の全国調査とか母子世帯等の全国調査、宮崎県内の調査で指摘されている数値とは、若干数字が違っているかと思いますが、子供が二十を超えてしまうと、二十を超えている兄弟がいると、ひとり親世帯の調査等でフォローされないということが、調査上の課題としてあります。この図6自体の課題ももちろんあるんですが、続き柄でいう成人している子供と親という関係性も含めてなので、この数字自体にもちょっとまずい点はあるんですが、下の括弧内が世帯数になります。

数値としては、確認しておけばよかったですが、この値のところに、母子世帯というか、女親と続き柄でいう子供だけの世帯というのが、宮崎県内では8.5%です。父子世帯、男親と続き柄でいう子供だけの世帯というのが1.3%というふうに、国勢調査の中では読み取れますので、そこだけ補足をさせていただきたいと思います。なので、いわゆる全国的な母子世帯等調査、ひとり親世帯の調査と、二十以上の子供が含まれている可能性もある調査の両方を、ひとり親世帯を考える上では、両方を踏まえる必要があるかなと思って、図6を作成してお示しさせていただきました。

図7については、これは、全国的な動向になります。子供がいる現役世帯の貧困率の年次推移というもので、単純に子どもの貧困率が悪化しているというふうに指摘されていますが、どの層の子どもの貧困が深刻化しているかというと、ひとり親世帯、大人が2人以上の世帯の場合には、10%ほどの状況の中で、親が1人、母子世帯、父子世帯の場合には、貧困率がもう5割以上になっておりますので、特にひとり親世帯の貧困状況というのが深刻化しています。

それを、これはちょっと数字が古くて申しわけないんですが、平成16年の国民生活基本調査の中では、特に母子世帯の貧困率というのが66.4%ということで、高くなっています。また、父子世帯の場合は18.8%というふうに、ちょっと四捨五入してしまっておりますが、約2割が、父子世帯の中では貧困状況にあるということが指摘されております。こうしたひとり親世帯の子どもの貧困率の高さというのも、日本の大きな特徴として指摘されているところで、断トツでひとり親世帯の子供の貧困率が高くなっています。

また、先ほど御指摘させていただきましたが、 OECDで平均すると、ひとり親世帯の就労率 というのは7割ほどと言われています。国によっ ては、ひとり親世帯の親御さんが就労していない、半数近くが就労していないような国という のも、実はOECDの諸外国ではあるんですが、 日本の場合は、大体母子世帯で8割、父子世帯 では9割以上が就労しているにもかかわらず、 就労していようがいまいが、貧困率の高さというのはほとんど変わらないというのが、日本の ひとり親世帯の状況というふうに言われており ます。

次の図11は、これも、宮崎県の調査がもとになっておりますので、何度も皆さんは目にされている資料かなと思いますが、ひとり親世帯の平均月収と言われるもので、こういう関連の調査を進めている立場の方に、以前お伺いしたんですが、本当にしんどい層の御家庭は、アンケート調査、インタビュー等も含めてなんですが、なかなか調査に協力していただくことが困難であると。どうしても生活状況が厳しい世帯対象の調査の場合には、その中でも若干余裕がある層がアンケート・インタビューに協力していただけるという傾向がありますので、実際はこの図11で示されている以上に、平均月収というのは分布が低いほうに偏るのではないかなというふうに推測できます。

済みません、話が速くて申しわけありませんが、ひとり親世帯の貧困問題を考える上では、ひとり親世帯の貧困、特に母子世帯の貧困というのは、今に始まった話ではなく、昔からあったよということは、各所で指摘されることではあるんですが、母子世帯でも正社員で働けていた時代というのが、約20年ほど前にはありました。ただ、1年契約とか契約任期があるような

場合も残念ながら含んでしまう正規にはなりますが、20年ほど前の母子世帯の雇用形態というのは、非正規の形で働いている親御さんよりは、正規雇用で働いている親御さんのほうが多かったんですが、もうこの20年ほどの間に、その状況が逆転しています。このことは、今後、ひとり親世帯の就労支援等を考えていく上でも、踏まえておかなければいけない実態かなと思います。

次の図表は、先ほどの所得の再分配というところに関連する図表になりますので、この辺は、皆さんのほうがよく御存じのところかなと思いますので、私が下手な話をするよりは、皆さんにいろいろと教えていただきたいかなと思いますが、結果的に、税金とか社会保険料等を払った後と、それから手当等が加算された額面では、額面と手取りを考えたときに、額面の段階では貧困基準を上回っていたんだけれども、さまざまな社会保険料等を支払った後では貧困基準を下回ってしまうというような状況が、今の日本の子どもの貧困というのを考える上では、重要な点だろうというふうに指摘されております。

これは、2000年代中ごろの数値になるんですが、これもOECD諸外国の中で、政府による再分配前と再分配後で貧困率が悪化してしまう唯一の国であるというふうに指摘されておりましたし、それが、実は2000年代後半から状況が大分改善しておりますが、先ほどの図3の再分配前と後で大きく数値が転換する国に比べると、日本の場合は、余りうまく政府移転の貧困削減に対する再分配効果というのが、十分に働いていないというようなことが、日本の施策レベルでの大きな課題というふうに指摘されております。

次に、図15は、先ほど日本の貧困の特徴の3

点目で指摘しました教育費の公的支出の低さという点に関してですが、国民総生産に対する教育支出割合を、公財政支出と私費負担というもので分けて図表をつくっておりますが、公財政支出の割合という点では、OECD諸国の中で、データが入手可能な国の中では、日本の状況は最下位にあると。私費負担の割合というところ、1.6%という数字、済みません、図表が小さくて申しわけありませんが、日本の場合には、あと韓国、アメリカ、チリなんかも高くなっていますが、そこに次いで日本の場合は私費負担の割合というのが非常に高くなっていると。

いわゆる無理する家計という、日本が経済成長していく中で、家計の収入がふえていく中では、何とか教育に関する家計からの負担というところで対応できていたのが、全国的に収入というのがどんどん減っている中で、どうしても家計の中だけでは、教育に対する十分な支出ができない状況というのが、ある意味、教育格差と言われるものの大きな要因になっているというふうに言えると思います。

そこにも関連するんですが、ここからは少し、 私自身が子どもの貧困というものと、特に学力 格差にかかわって調査研究を中心に行ってきて おりますので、代表的な資料だけ紹介させてい ただきます。細かい資料をお示しすると、すご く時間がかかってしまいますので、図表を見て いただければ一目瞭然というわかりやすいもの をきょうは選んで持ってきておりますが、貧困 家庭の子供の状況と言われるものの中から、 致困と学力に関して、貧困と高校進学とか中退に 関して、貧困と不登校、貧困と虐待と、実際は 貧困に起因する、あるいは貧困の原因になって いる子供たちの状況というのは、まだほかにも いろいろ指標があるんですが、きょうはこの4 点に限定してお話しさせていただこうと思いま す。

まず、貧困と学力という点になりますが、世帯収入の多寡で学力テストの正答率に大きな開きがあると。世帯収入が低い家庭、つまり、子供にかけられる学校外教育費が少ない家庭ほど、子供の正答率が低くなっていると。つまり、経済格差が学力格差を生んでいるというのが、全国学力テストの分析等から指摘されるに至っています。

これが、有名な図表が多いので、ごらんになったことがあるかなと思います。済いません、ちょっと図表によっては、数字が、色がしっかり出てないところがあるかもしれませんが、全国学力調査を用いた分析では、親の年収と子供の学力というのが、残念ながらきれいに相関していること。

図17に関しては、大阪府で2006年に行われた 学力テストです。大阪府の学力実態調査の中で、 塾に通っているいないで、英語の正答率に大き な格差が生まれているということが指摘されて おります。

図18が、済みません、SESという表現を変えてくるのを怠ってしまったんですが、家庭の社会経済的背景と家庭学習時間と平均正答率を組み合わせた図表になりますが、この図表にかかわって、これは、全国学力テストを用いた分析になります。

親御さんの所得とか親御さんの学歴等を使って、社会経済的背景を示す指標を、SESという指標をつくっているんですが、左側が社会経済的の指標が低い世帯の子供、右側が社会経済的に恵まれている層の子供で、学習時間と正答率を比較すると、もう社会経済的に恵まれている層の子供は、家庭学習時間、全くしない子供

でも正答率は76.1%に対して、その76.1%を社 会経済的に恵まれない層の子供たちは、勉強を 3時間以上家庭学習して……、3時間以上家庭 学習にかかってしまっているという考え方も、 子供の家庭学習時間を考える際には、多けりゃ いいというもんではなくて、その質も問わない といけないので、単純に3時間以上がいいとい う話ではないんですが、全くしていない、恵ま れている層の子供の正答率を、社会経済的に恵 まれない層の子供たちは、幾ら家庭学習時間を 確保しても超えられていない実態があって、ミ ドル2、社会経済的に、変な言い方ですけれど も、ちょっと表現は適切ではないですが、中の 下という状況の世帯の子供であっても、社会経 済的な状況が恵まれている子の正答率を超える ためには、2時間から3時間、家庭学習時間を 確保して、やっと全くしない子たちを超えられ るというような状況があり、親の、家庭の経済 力とか、この後お話しさせていただく親の学歴 みたいなものというのが、子供の学力に与える 影響というのが、残念ながら強まってきている というのが、現在の日本の状況と言えます。

でも、この図19についても、ここまできれい にグラフにあらわれるのかと、関係者の中でも 割と驚きを持って捉えられたものにはなります が、両親年収別高校卒業後の予定進路というも のも、親の所得によって大きな、就職なのか、 4年制大学を目指しているのかということで、 大きな開きが出ていることを示しています。

図20については、済みません、ちょっと資料に補足が必要だったかと思いますが、今の子供たちというよりも、実は、1995年調査時点ですので、もう約20年ほど前の段階で、学歴の世代間関係と言われるものが閉鎖化している、固定化しつつあるということが指摘されております。

親の学歴が、子供自身の学歴に与える影響とい うのが、もう約20年ほど前の段階から強まって きているということが指摘されております。

今までのところは、直接貧困にかかわるデー タではなかったんですが、貧困家庭において保 護者と子供が考える理想学歴というものについ ても、貧困層と非貧困層、一般世帯という言い 方をしてしまっていいかと思いますが、一般世 帯と貧困層の親御さん、子供とでは、大きく理 想学歴が違っていると。これは、2011年、内閣 府の調査データで示されているものになります が、ここまで、学力や進路に与える影響という のが、親の経済力とか親の学歴、もちろんそれ だけではなくて、親自身の生育環境とか、親の 職業とか、いろいろな要素がもちろん絡み合っ てはいるんですが、ここでお示ししたデータか ら言えることは、子供自身の学業達成に対する 親自身の経済力、親自身の学歴等の影響が、こ の二、三十年ほどですごく強まってきていると いうところです。

だからこそ、親自身の影響を子供は決して免れない、育ってくる家庭環境の影響を免れ得ないというのが実際なので、せめて教育にかかる費用というのは、少しでも家庭の負担というのを減らす必要があるのではないかというふうに考えておりますが、いわゆる親の富と願望が、子供の学業達成とか、社会的な成功に与える影響が強まっているということが、近年、社会学の世界では再三指摘されているところになります。

ここで少し学力に関して補足させていただくと、実は、学力格差、学力低下の論争というのが、2000年代初めごろに盛んに議論されていて、その後、学力格差の議論に発展したということがありましたが、実は、2000年ごろと2010年以

降とでは、学力格差という意味では若干縮まっております。改善傾向が見られるというふうな指摘が、PISA調査や全国学力テスト等の中でも指摘されておりますので、学力低下論争、学力格差の議論の中で、かなり学校現場が学力の下支えというところで、子供たちの学習環境というものとか、家庭学習に積極的に働きかけを行ったりした結果、学力格差という意味では改善傾向にありますが、それでも開きが、逆転するわけではありません。格差というのが縮まってはいるけれども、家庭環境の影響を完全に免れ得ているわけではないというところだけ指摘させていただきたいと思います。

あと、これは、皆さんが関係されている委員会等でも再三指摘されているものかと思いますが、こうした先ほどの学力とか、進路意識とか、家庭の経済力等も影響してだとは思いますが、高校進学率に、一般世帯と生活保護世帯の子供とでは、約10%ほどの開きが、平成25年の段階でもあります。

ただ、生活保護世帯の子供の高校進学率というのは、約10年間の間にかなり改善してきておりますので、その点も含めて理解いただきたいなと思いますし、もう一つ、高校中退率というのが、実は今、子どもの貧困の指標をどうするかということで、研究のレベルでもいろいるな議論がされておりますが、進学率で考えるよりは、高校中退率というところで、しっかりと貧困世帯の子供たちの状況を捉える必要があるんではないかということが議論されております。高校中退率のほうも示しておりますが、一般世帯の子供さんに比べると、生活保護世帯の子供さんに比べると、生活保護世帯の子供さんに比べると、生活保護世帯の子供さんに比べると、生活保護世帯の子供さんに比べると、生活保護世帯の子供さんに比べると、生活保護世帯の子供さんに比べると、生活保護世帯の子供の中退率の高さ、高校中退というのは、貧困のちまで、高校、大学も含めてだとは思いますが、

進学率よりも中退というとことに着目する必要性というのが、研究レベルでは指摘されているところになります。

次に行きますが、貧困と不登校というところで、これは、東京都板橋区の調査の資料を表2ではまとめさせていただいていますが、生活保護世帯の不登校の出現率というのは、一般世帯に比べて約5倍近くなっているということが、約10年前の調査になりますが、指摘されております。

きょうお話ししている中で、ほとんどが生活 保護世帯とかひとり親世帯というふうな世帯類 型に特徴がある世帯の数値がほとんどになって おりますが、それが日本の貧困調査・研究の現 状だと思っていただければいいかなと。貧困 率16.3%というときには、それが全て母子世帯 の子供、生活保護世帯の子供が16.3%というわ けではなくて、両親が2人ともいると、お父さ んもお母さんもいる、生活保護も受けていない、 その状況の中で貧困状況にある子供たちという 層が問題化しているにもかかわらず、その層の データがないというのが、今の日本の貧困実態 を把握する上での大きな課題になっています。 少しでも関係するものはここでは御紹介させて いただきますが、残念ながら、ちょっと生活保 護世帯の子供たちの現状が中心にはなってしま いますが、保護世帯の子供たちの不登校率とい うのは、かなり高くなるというのが、ちょうど 先月、子育て世帯全国調査2014というものが、 つい先日公表されまして、その中でも貧困層の 不登校割合というのは、一般世帯の4倍という ふうに指摘されておりました。具体的な数値が 出ておりませんので、その4倍という事実だけ 出てきてしまっていたので、ここでは、10年ほ ど前の東京のデータをお示しさせていただいて

おりますが、2014年の調査でも同様の指摘がされております。

4点目、貧困と虐待というところで、児童虐 待はあらゆる階層に起こり得るとされておりま すが、大きな要因は経済的困難があると、人間 関係の貧困、社会的孤立も大きな要因となって いて、虐待する親御さんというのは自己評価が 低く、うまく人と接することができず、職場や 親族、地域からも孤立する傾向にあるというこ とが指摘されております。きょうは、学力とか 進学にかかわるところ、不登校、虐待というと ころだけピックアップしてお話しさせていただ きましたが、実際は、残念ながら、非行少年犯 罪というところの要因としても、やはり経済的 な状況というのがかかわっていることが指摘さ れておりますし、最近では、「いちゃもん」とい う表現に変わっておりますが、モンスター・ペ アレント問題と言われるような問題にも、親御 さん自身の貧困、家庭の経済的な余裕のなさ、 親御さん自身が追い詰められている状況という のが関係している状況です。

今までモンスター・ペアレント問題というのが、いわゆる高学歴の、社会的地位も高い親御さんたちが、学校に無理難題な要求を突きつけてくるというような問題として捉えられていたかと思いますが、というよりも、親御さんが、学校に無理難題を突きつけてくるみたいな形で問題となっています。残念ながら、いわゆる教育問題と言われるような現象の背景には、経済的な困難というのが、それにかかわって、低い自己評価だったり、地域社会からの孤立だったりというのが、さまざまな教育問題の背景に横たわっているということが指摘されておりますので、その中でも今回は、3つの点に絞ってお

話しさせていただきました。

最後に、余り時間がないので一つ一つ読み上げずに、ここに書かれてないところを、私自身の、今回、資料を整理する中で考えたこと、宮崎県の子どもの貧困対策を考えていく上で必要だと思うポイントを中心にお話しさせていただきたいなと思いますが、大前提として求められるのは、格差を縮小しようとする姿勢であって、完全な機会の平等というのは不可能であると。格差、つまり差というのはどんな状況にも生まれるものなので、多少の本人の能力とか努力だけでは越えられないような大きな格差という状況を何とか縮小するというところが、まずは必要であろうと思います。

その中で、衣食住で不安なく過ごすことということを子供たちに保障していくというのが必要であります。ここでは、医療、基本的衣食住、義務教育、高校教育へのアクセスを全ての子供が享受することと、機会の平等という比較の問題ではなく、子供の権利という理念に基づいて考えていくべきであるという整理をさせていただいていますが、子供自身は、生まれる場所を選べないと、本人は声を上げられない。だからこそ、子どもの貧困問題というのは周りの大人の責任、その対策、支援を行っていくのは大人の責任であると思います。

私自身が、親御さんの聞き取り調査等も行っていく中で、親御さん自身が貧困世帯出身であると、かなりもろい家庭ですか、すごく不安定な家庭状況の中で生まれ育ってきた親御さんというのが、次の世代に、親になって、不安定な状況の中で子育て、教育を強いられているというようなことが、やはり聞き取り調査等の中でもすごく感じますので、親自身も貧困状況、不利な状況の中で生まれ育ってきた可能性が高い

ということも踏まえて、子どもの貧困について は考える必要があるだろうと思います。

2点目も先ほどと同じことなんですが、日本 社会は子どもの貧困に無頓着ということが、今 現在でも指摘されております。

それを考える上で大前提となるのが、昔と違うということです。先ほど、「三丁目の夕日」というふうな、私自身が「三丁目の夕日」の時代をいまいち、あの映画の中でしか実際は知らなかったりしますが、みんな貧しいけれども、地域社会の中で子育てを行っていたような状況とは大分変わってきていると。貧しくとも幸せな家庭神話と言われるような状況というのが、そういうきれいごとでは済まされないような状況に、今現在では至っているんだという点です。

最後のところですが、どこまで財政投入する のかというのは、図22もすごく有名な図表なの で、ちょっと済みません、印刷がきれいにいっ ていないので、図表があんまりきれいなもので はありませんが、人的資本に対する投資の収益 率の概念図という、アメリカの経済学者が提唱 している、教育、特に就学前教育、学齢期の子 供たちに対する、費用ではなく投資という表現 が使われていますが、できるだけ早い段階で、 貧困対策という面でも、結果的に大人になって からのフォローでは効果が上がりにくいという ことが示されています。この図22の背景にはあ りますが、子どもの貧困への対処というのは、 社会全体の便益となると、納税者を育てるとの 認識が重要です。大人になってからのフォロー では、なかなか難しいところがあるので、でき るだけ早期の段階で積極的な介入をということ が、世界的にも先進諸外国の中では主流の議論 になっております。

そこが、今の日本の子どもの貧困対策では弱

いなというのが実感ですので、そういった点も 後ほど少し整理してお話しさせていただきたい と思います。

機会の平等が達成されないことは、社会的な 損失であるということです。1等になるべき人 が2等になると、全体的にレベルは低下してし まう。何割かの子供が希望を失うと。これは、 私自身が生まれ育ってきた家庭を考えると、ま だこれほど格差が歴然としているような世の中 の状況ではなかったので、自分の努力で何とで もなるというふうに思えた時代に生まれ育って きたなと思いますが、今の子供たちっていうの は、もう本当に小学生の段階から、世の中の明 らかな格差みたいなのを目の当りにする中で生 まれ育っているような状況になって、変な言い 方ですが、勝ち負けみたいなものが割とわかり やすくあらわれてる状況の中で、自分が多少努 力したところで状況は変わらないと思い込み、 希望を失ってしまうと。

先ほど言いました「どうせ俺なんて」って、 小学校低学年の子がそういうことを言うと、悲 しい気持ちになるんですが、そういった子供た ちが層としてふえてしまうということは、社会 全体にとって本当に、社会の活性化という意味 でも、本当に不幸な状況になると思いますので、 できるだけ早期の段階で、積極的な介入をして いくことが必要だろうというふうに考えており ます。

資料として整理してきていないんですが、きょうお話しさせていただく中で、5点、今までお示ししたお話に補足させていただくと、今現在、子どもの貧困対策の中心が教育支援というふうに言われていますが、今、教育支援の中でも学習支援というのがいろいろな、宮崎県内でもたくさん行われ始めているとは思います。ただ、

学習支援というところだけではやはり、きょう お示しした図表なんかからもわかると思います が、子どもの貧困問題というのは、子供本人と か親御さんの問題というだけではなくて、すご く社会構造の影響を受けている問題になります ので、教育支援は重要であるけれども、それ以 前の生活面の支援とか、親御さんの就労支援、 経済的支援というのもしっかり考えていかない と、子供たち自身が既に学習意欲を失っている とか、進路に対する意識というのが、家庭環境 の中でかなり強く出てしまっているということ がありますので、そういったところからもしっ かりとフォローしていく必要があるだろうと。

これは、学校現場の先生方は、すごくよく指 摘されるんですが、結局、子供たちが、学校に 来ている間は何とかできるところがあるんだけ れども、結局、親御さん自身が安定していない と、なかなかうまく回り始めないというところ がありますし、親御さんの生活・精神面での安 定というところが、結果的に子どもの貧困対策 というのにはつながっていきますので、子供自 身、親自身が将来の見通しというのを持てるた めにも、今現在の生活が苦しいという状況を何 とか改善していくことが必要ではないかと思い ます。また、貧困問題の大きな特徴として、母 子世帯の貧困というのを幾つか図表を示しなが らお話しさせていただきましたが、結局は女性 の労働にかかわる問題というところにかかわっ てきますので、単純に教育支援でどんな支援を すれば子供たちは救われるかということを考え るだけではなくて、ひとり親が働くというだけ ではなくて、女性が働く子育てとか、家庭との 両立をしながら働いていくということもあわせ て考えないと、なかなか状況は改善しないだろ うなと思っております。ちょっといろいろ要素 は含まれましたが、それが1点目になります。

2点目は、先ほども言いましたが、世界的に 就学前教育の重要性というものが指摘されてい たりとか、特に若い親御さんの貧困実態という のが深刻化しているということが言われている にもかかわらず、子どもの貧困対策の中心が、 学齢期以上の子供たちに今現在ではなっていま す。ただ、乳幼児期、就学前の段階の子供たち の支援、親御さんの支援というのをどういうふ うに行っていくかというのは、すごく実は難し いんです。学齢期以降の子供たちの場合には、 学校が拠点となって、中心となって動くことが できるんですが、学齢期以前の子供たちの場合 には、特に中心となって子供たちの状況をつか めてる場所というのがなかなかなかったりする ので、実は、対策が重要だけれども難しいのが 就学前だとは思います。ただ、効果の面から考 えても、乳幼児期、就学前の段階に積極的な介 入をしていく必要があるだろうというのが 2点 目です。

3点目、教育支援として広がっているのが、 今の学習支援の現状かと思いますが、子供自身 の基礎学力を身につけるとか、進学の機会を保 障するという意味では、学習支援事業はすごく 重要だなとは思っています。

それ以上に、学習支援につながる子供たちというのは、何らかの家庭的に不安定な要素を抱えている子供たちであることが多いので、そういった子供たちの状況、家庭の状況をそういう学習支援の場というのはつかむ拠点になってくるかなと思いますので、そういう支援の場がつかんでいる情報をどこがどう集約していくのかというところを考える必要があるかなと思います。

もう一つ、学習支援に関しては、私自身がか

かわってきた子供たち、学校の勉強ですら嫌だ と思っている子供たち、勉強が大嫌いと思って いる子供たちともたくさんかかわってきました。 その子たちが、学習支援という事業だけでは、 無料学習塾を開くから来ないかいと言っただけ では、学校の勉強も嫌なのに、放課後まで勉強 するなんて絶対嫌だという子供たちというのが 一定数います。そちらのほうが、もしかすると 多いんじゃないかなというのが私自身の実感な ので、でも、その子供たち自身の居場所、もち ろん最終的には学習支援につなげていく必要が あるとは思いますが、窓口が学習支援だと、な かなかそこにつながってこない。小学校、中学 生なんか特にそうかもしれないですが、学習支 援だとフォローし切れない子供たちの居場所づ くりというのを、それをどこが担うかというこ とも含めて考えていく必要があるだろうと思っ ています。

4点目になりますが、これは、貧困対策の協議会のときにも資料をいただいておりますが、 実は、貧困層の支援に必要なメニューというのは、既に結構あると。これは、宮崎県内だけではなくて全国的に、意外と支援の制度はいろいるんだけれども、結局、それが縦割りの状況になっていて、うまく活用されていない情報が周知されていない等の課題というのは、どので、結局は支援にかかわる人と組織づくりますをで、組みかえていくか、新しい事業をとりあえずっくっていくということよりも、今ある支援が有効に機能するために、誰がどこで中心のか有効に機能するために、誰がどこで中心くのか、情報を集約していくのか、情報を集約していくのかということが、やはり必要かなと思います。

最後になりますが、これ、最初に指摘させて いただきましたが、相対的貧困というのを考え るときに、一般的生活レベルというのをどこに 置くのかというのを、これからしっかり議論し ていかなければいけないだろうなと思っていま す。宮崎県の場合には、それが全国なのか、九 州なのか、宮崎県内なのか。

これを感じるのは、どうしても子どもの貧困 の進学機会とか教育格差というときに、大学進 学というのが割とキーワードになって出てくる ことがあるんですが、東京での大学進学率と宮 崎県の大学進学率とでは、恐らく東京は6割、 7割、宮崎県、3割、4割だと思うので、自治 体によって大学進学というのが一般的になって いるかどうかという状況が大きく違っていると 思いますし、それにも関係すると思います奨学 金です。

奨学金の返済にかかわって、結局、貧困が再 生産されているみたいなことを、以前、協議会 のほうでもお話がありました。私学に4年間通 うと500万円以上の借金を抱えた状況で社会に出 ることになるというふうなことが言われていま すが、その500万円の重さが、東京で新卒で働き 出した場合と、宮崎県内で新卒で働き出した場 合とでは、やはり初任給に大きな開きがあった り、年間の所得でいっても大きな開きがあって、 私自身、宮大の自分のところのゼミ生でも、卒 業して働き出したけれども、結局、親の扶養を 抜け切っていない。いろいろな面で親の援助を 受けながら、残念ながら自立という状況には至っ てないというような事例もあります。教育費と しても、平均所得のお話とかをすると、物価が 違うからということを言われたりもするんです が、教育にかかわる費用というのは、大体東京 でも宮崎県でも同じ水準です。塾代とか、習い 事のお月謝代とかは、もしかしたら違うかもし れませんが、学校教育にかかわる費用というの

は、どの自治体でも余り物価の影響を受けない ものになりますので、その比重という、重さと いうのは、自治体でやはり違うかなと思います。 一般的な生活というのを考える場合に、どこを 想定して考えていくのかというのは、実は、子 どもの貧困の議論は地方の実態がかなり無視さ れた状況で議論が進んでいるところがあります ので、そこはちょっと意識的に、東京とか、先 進的な埼玉とか、京都とかの取り組みを、同じ ように宮崎県でやっていけるのか、それで、果 たして宮崎県の貧困層の子供たちをフォローし 切れるのかというところも含めて考えていく必 要があるかなと思います。

済いません、大分時間を延長してしまいまして、図表等でわかりにくかったところが多々あるかと思いますので、その点は、この後の質疑の時間も用意していただいてるというふうに聞いておりますので、そこでお願いできればなと思います。

済いません、長くなりましたが、以上で終わ らせていただきます。

○右松委員長 大変詳しく、貴重な御講演に感謝申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

それでは、これまで御説明いただきました内容につきまして、委員のほうから何かお聞きしたいことがございましたら、よろしくお願いいたします。

○清山委員 ありがとうございました。大変勉強になりました。幾つか質問させてもらってもよろしいですか。

私も、子供に公的支出をしっかりしていくということはとても大事だと思うんですけれども、 ちょっと一つは、4ページの資料でいう図15の GDPに対する教育支出割合というグラフはよ く目にするんですが、済みません、私は従来から疑問に思っていたことなんですけれども、これは、各国の子供の人口割合で補正する必要はないのかなという点です。かなり、日本の子供の人口割合は12.7%で、各国の中で一番低いほうなので、例えば、それがある国の3分の2とか、場合によっては半分だとかいうことになると、自然、公的支出の割合というのは、GDPの中で低くなってしまう部分があるんじゃないかなと思うんですけれども、もし意地悪な質問だったらあれなんですけれども、従来からちょっとかかってたので、この点ちょっとお考えをお伺いできればと思います。

○盛満参考人 ありがとうございます。ここでいうGDPに対する教育支出割合というのが、全学校教育段階を合わせてしまっているので、就学前教育から高等教育までを含めて示しております。

実は、義務教育段階、高校教育段階で、この教育支出割合を見ると、それほど日本は低くないんです。就学前と高等教育というところに限定すると、そこが大きくここでは私費負担というところが、就学前と高等教育段階の教育支出というところに当てはまると思いますので、社会をした。ないの図表の具体的な定義に関する資料をすぐに出せないので、もしかしたら細かい定義があるかもしれませんが、結局、就学前の段階と高等教育段階の部分というのが、かなり家計負担に依存しているというところで、このGDPに対する教育支出割合という表を見る必要があるかなと思います。

○清山委員 わかりました。大体、幼稚園、保育園と大学という部分ですね。そこが、私費に大いに依存しているというところがわかりまし

た。

済みません、もう一つ、図10のひとり親世帯の就労状況別貧困率というところで、先生が、就労していようがいまいが、貧困率が変わらないのが日本の特徴だとおっしゃってましたけれども、それは、どう解釈すればいいのか。つまり、ひとり親世帯に対する就労支援というのが、ほとんど意味をなしていないと考えるのか、もう少し解釈の部分を御教示いただければと思うんですけれども。

○盛満参考人 ありがとうございます。 3ペー ジ目の一番右下の図表になるかと思いますが、 結局は、日本のひとり親世帯の就労という場合 には、かなりの割合が非正規雇用ということに、 非正規の状況で働いているということになりつ つありますので、あと、これはちょっと雇用の 話だけではなくて、日本のひとり親世帯の状況 を考えるときに、もともと貧困、経済的困窮状 況というのが離別の主な要因になっているとい うような、ひとり親になったから貧困に陥って いるというよりも、その前の段階から貧困状況 にあって、その結果としてひとり親という選択 をしているというのが、母子世帯の親御さんた ちの状況として指摘されております。もともと 親御さん自身がひとり親の、母子世帯の親御さ んの半数近くが、離婚する前から非正規雇用と いうか、お仕事をされていた人たちというのが 実は5割近くいて、非正規の状態でひとり親世 帯になって、なかなか日本の制度の、女性が働 く環境という面では、子育てをしながら家計取 得の中心的な担い手として働いていくというの が難しい状況になるので、ひとり親世帯の親御 さんたちの雇用形態というのが、非正規の状況、 パートに偏っているような状況というのが背景 にあるのかなと思います。済みません、それぞ れの国の親御さんの就労している場合の雇用形態というのが、具体的にここでは説明できないんですが、働いていたとしても、正規の雇用、常勤の雇用というのが難しい状況にあるというのが一つ言えるかなと思います。

○清山委員 済みません、最後の質問で。先生、 最後に、もう既に支援メニューはいろいろある けれども、組織や縦割りという課題を御指摘さ れましたけれども、ここで質問したいのは、た くさんある支援メニューの中で、一体どれが効 果的であるのかというところに関して知見は何 かあるのかということで、やっぱり公的支出の 中で教育に割ける割合というのは、限界がある と思いますし、日本では特に高齢者社会で、医 療費やら社会保障に割かざるを得ない、そして、 借金の返済にも、公債の返済にも割かざるを得 ない中で、やはり限られた財源をいかに効果的 に使うかという視点がもっと大事なのかなと思 いまして。

アメリカなんかでは、結構、もうそういう効果を、実際に立証されたようなものに支出をしていくということで、私が聞いてる限りでは、ナーシング・ファミリー・パートナーシップとか、そういう乳幼児家庭への全戸訪問事業だとか、あとは、10代の妊娠を防ぐようなプログラムだとか、そういう実際に効果を示した、エビデンスのあるものに対して支出をしていくという流れがあるように拝見してますけれども、こういう教育支援、就労支援、生活支援、奨学金、本当にいろんなメニューがあるんですが、実際、どういうところに重点的にやっていけばいいのか、それとも、それを図っていくのも今後の課題なのか、何かお考えを教えていただければと思います。

○盛満参考人 ありがとうございます。そうで

すね、この支援が、事業がというように具体的 に言うことができないんですが、私自身がすご く、もちろん効果はあるだろうけれどもという ところで疑問を感じているのが、子どもの貧困 対策としてスクールソーシャルワーカーの配置 というのがあります。それ自体はすごく重要な 対応だなというふうには思っているんですが、 本来、海外からもちろん入ってきている考え方 ですので、日本の学校の先生は、学習指導だけ ではなくて、生活指導も含めて子供たちにかか わるのが大前提になっているのに対し、海外の 場合には、学校の先生がする仕事は授業がメー ンで、生活指導面というのは、第三者というか、 それぞれのカウンセラーの人がいたりというふ うに、かなり分業体制が整っている中で、スク ールソーシャルワーカーという役職が効果的に、 子供たちの家庭に対する支援とか、情報提供と か、地域社会とつなぐ役割というのを担ってい るようです。日本の場合には、学校の現場の先 生たちが、子供の生活指導とか、家庭とのつな がりとか、地域社会とのつながりにおいて有し ているノウハウがありますので、単純にスクー ルソーシャルワーカーを、今の時点では非常勤 雇用という形で、予算はかなり低く抑えられる とは思うんですが、そういう人の数をふやすよ りは、日本の教育現場の状況を考えると、学校 の中に1人とは言わず、校区に1人、教育事務 所に数人でもいいかもしれないんですが、福祉 に強い学校教員を育てていく、つくっていく、 一定数入れていくほうが、実は効果があるんじゃ ないかと思います。

済みません、その辺はすごく日本的な状況なので、海外でもビジティング・ティーチャーとか、高知県なんかでは福祉教員という表現が使われていたりしたかと思いますが、以前は日本

でもそういう、学校での学習指導というのを中心に担うよりも、子供の生活環境の調整みたいな部分を中心に行う教員の役割というのがありましたが、今の段階ではそういう議論が、残念ながらほとんど行われていないので、学校現場にそういう人材を何らかの形で配置できないかなというふうに感じているところであります。

スクールソーシャルワーカーを、今から人材を確保する、育てていくというよりは、現場に、既にノウハウを持っている、中心的にそういう役割を担ってきた先生方が、どの地域にも必ずいらっしゃると思うので、そういう先生たちに調整役を果たしてもらうというのが必要かなと思っています。

済いません、具体的にそれ以外の事業は思い つきません。

○右松委員長 ほかに、よろしいでしょうか。 ○二見委員 私は2点、ちょっとお聞きしたいなと思うんですけれども、1つは御説明にもありました若い段階から、将来に対する希望を持ってない子供がいると。7ページですけれども、左下の表の中にもありますように、何割かの子供が希望を失うというようなこともお話しされましたけれども、その数がふえてる傾向があるのか、もうちょっと詳しくそこを教えていただも、まず傾向と、あと希望を失う理由です。自分のところの家庭がこうだから、自分もこうなるんだとか、どういう理由でそういう希望を失ってるのかなというところが、何かおわかりだったらちょっと教えていただきたいと思いますが。

〇右松委員長 お願いします。

○盛満参考人 ありがとうございます。ちょっと具体的な数値データをきょうは持ってきていないんですが、学力格差の議論が行われていた

時期に、希望格差みたいなことが、高校生の、 単純に学力面での格差だけではなくって、学び に対する意欲とか、自分の将来に対する意欲、 希望みたいなものにも家庭環境の影響を強く受 けて、格差が広がっているというような指摘が ありました。

そのときの具体的な数字、何割というのが今 すぐにお答えできないんですが、希望を失って いることの背景に、これは特に、いろいろな要 素があると思いますので、私自身が調査にかか わったものの中で出てきていたお話をさせてい ただくと、特に今の世の中で言われている、「大 きな物語の終えん」というか、一生懸命努力し て、いい成績をおさめて、いい学校に行って、 そこでしっかり頑張れば安定した企業に就職す ることができて、将来安泰みたいな「大きな物 語」というのが、もう今では描けないような社 会状況になってきていると。その中でよく言わ れるのが、大学に行ったからといって就職でき るとは限らないみたいなことが言われていると 思いますが、そう言いつつも、経済的に余裕が ある世帯の場合には、大学へ行かせるんです。 中に入ってからの本人の頑張り次第だからとい うので、親御さん自身も、本人も、必ずしも大 学へ行ったからって、その後が保障されるとは 限らないけれども、行こうと思えば行ける状況 であれば、そこに向かう意欲につながる、行動 につながるんですが、大学に行っても就職でき るとは限らないという言説に一番影響を受けて いるのが、もともと余裕がなかった世帯、無理 してまで行かせる必要がないのではというふう に判断するに至っている貧困層の親御さんとか 子供さん自身は、もう大学に行っても意味がな いんだったら、無理して行くよりは、もう早い こと就職して、手に職をつけてもらったほうが いいかなというので、進学に対する意欲というのが早い段階でなくなります。受験のための勉強がいいとは思わないんですが、でも、子供にとっては、やはり受験に向けて、進路の実現に向けての勉強という一つの目的意識というのは、学習に対する割と強い影響を与えます。学習行動に対する影響を与えますので、貧困層の子供さんは、自分の学業達成というか、学歴達成に関して、早い段階で諦めてしまっているというか、結論づけてしまっているようなところが出てきていたりします。

あと、どうしても奨学金を返済するというこ とを考えると、年収が200万円の世帯にとって、 卒業して500万円を返すっていう負担感という か、年収が500万円の世帯でも、卒業後に500万 を返すって、それなりの負担感だと思いますが、 年収が200万円とか、それ以下の家庭にとって の500万というのは、なかなか現実的な数字じゃ ないので、もう早い段階で、義務教育でほとん どお金がかからないと言われている段階で生活 がかつかつなのに、そんなお金を出せるわけが ないじゃないということで、親御さん自身がも う絶対に無理だからねと、どうしても行きたい んだったら、やっぱり子供が強く希望するんで あれば、自分で何とかお金を出して行けばとい うふうに、親御さん自身はおっしゃるんですが、 今の状況で、本当に自分で生活費とか学費を捻 出して、学費がかなり高くなっていますので、 アルバイトと奨学金だけでそこを補っていくと いうのは、現実的に考えて大分難しくなってい るので、家庭の経済的な状況とか、進路に対す る意識というのが、子供にとっての希望とか意 欲を失わせる背景にはあるのかなと思います。

〇二見委員 原因としては、やっぱり経済的理由によって、自分のいわゆるこれからのプロセ

スというのを見きわめてしまうというようなこ となのかと思いましたけれども、なるほど。

あともう一つ、これは別なんですけれども、 今度は人的資本に対する投資の収益率について のお話なんですけれども、要するに早い段階、 特に就学前のころから教育について取り組んで いたほうが、非常に効果は高いというようなグ ラフなんでしょうけれども、実際、就学前の教 育というのは大事だということは、結構、何十 年も前から言われ始めてて、やっぱり子供の幼 児教育というものを、幼稚園というものができ たその成り立ちを考えても、非常に効果は高い ものだ、大事なことだよというふうに言われて るんだと思うんですけれども、しかし、実際ど れだけその後に効果が、影響が出てるのかとか、 そういった話にまでは全然聞こえてこないんで す。大事だ、大事だと言ってる割には、どうい うふうに大事なのかがわからない。

今の社会も大分変ってきて、夫婦共働きの社会になって、保育施設の充実も図られてきた。でも、幼児教育は大事だと、幼稚園教育もあった。これが、今度は新しくこども園という形に変わっていこうとしてるわけなんですけれども、幼児教育の重要性というものを、このグラフでは高いというふうに評価されてるけれども、その理由、どういう効果が見込まれてるのか、どういう収益が見込まれてるのかというのについて、ちょっとお話しいただきたいなと思うんですが。

○盛満参考人 ありがとうございます。就学前教育を、日本の場合には、保育園と幼稚園という二元化体制というのが今まで行われてきていたので、その辺がちょっと国際的に比較するのが、実際難しいところもあるんですが、就学前教育を受けていた子供とそうでない子供とでは、

もちろん学力の面とか学歴達成、その後の社会 人になってからの収入や非行傾向とか犯罪歴み たいなところまで、失業率みたいなものにまで 大きな影響を与えているというところが、海外 では具体的なデータを伴って指摘されておりま す。

日本の場合には、幼稚園、保育園あわせて就 学前教育を受けている子供たちは、かなりたく さんいますので、就学前教育を受けていない層 というところはごくわずかではあるんですが、 実は、これもちょっとすごく難しい、いろいろ な要素が絡み合っているとは思うんですが、幼 稚園と保育園、どちらの園に通っていたかとい うのでも、子供自身の将来の、小学校入学以降 の学力等にも影響を与えている、言語発達等に も影響を与えているということが言われていて、 そういったこともあって、恐らく今、就学前教 育の仕組みづくりというのが、大きく改革され ているところなんだろうなとは思います。

結局、幼稚園に子供を通わせる親御さんの社 会経済的な背景と、保育園に通わせる親御さん の社会経済的な背景というところにも、まず、 実は差があったりするというのが背景にはある ので、単純に幼稚園のプログラムが、保育園の プログラムが子供にどんな影響がというところ をきれいに区分して考えるのは、実は難しいと ころはあるんですが、どんな幼児教育を受けた かというプログラムの中身で分析を行った場合 でも、やはり幼児教育の質、就学前教育の質と いうもの自体が、実はあんまり定まっていませ ん。これは、教育学の世界でも、今、必死に議 論がされているところではあるんですが、幼児 教育の質によっても、子供への影響のあらわれ 方は、今のいろんな議論がある中でも、はっき りと出ているという調査結果がありますので、

この辺は、これから具体的な数字が出てくるんではないかなとは思います。

○右松委員長 先生は、この後、大学の授業が入ってるということで、どうしても聞きたいことがあれば――いいですか。

それでは、私のほうから一言お礼申し上げま す。

盛満様におかれましては、大変お忙しい中おいでいただきまして、また、極めて示唆に富む 貴重な御講演いただきまして、本当に心から感 謝申し上げます。ありがとうございます。

委員一同、本日お聞きしましたことは、今後 の委員会活動に十分に反映させていきたいとい うように考えております。

最後に、盛満様のますますの御健勝と御活躍 を御祈念申し上げまして、大変簡単ではありま すが、お礼の言葉とさせていただきます。きょ うは大変お世話になりました。ありがとうござ いました。(拍手)

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時25分再開

〇右松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

協議事項に入ります前に、前回の委員会で、 丸山委員より、また、ほかの委員からも質疑の ございました教育事務所別スクールソーシャル ワーカーの活動実績と連携状況について、そし て、要保護・準要保護児童生徒の市町村別状況 について、私のほうから御説明させていただき ます。

別添の参考資料をごらんください。

かなり量があるんですが、簡単に御説明申し 上げます。 資料1枚目ですが、平成22年度から26年度に スクールソーシャルワーカーが対応した児童生 徒数と、それから対応件数を教育事務所別に分 けた表とグラフが載せてあります。

各教育事務所とも、対応した児童生徒数、そ して、対応件数とも年々増加傾向にございます。

一番上の表の右に、平成26年度に対応した児童生徒数が載せてありますが、中部が最も多く、次に南部、北部の順になっております。

そして、次のページをめくってください。

2枚目の資料にある表は、対応件数の教育事 務所ごとの内訳であります。

各教育事務所とも、不登校への支援が高い割 合を占めております。

また、中部では、家庭環境の問題や、発達障がい等に関する問題への支援がふえております。南部におきましては、家庭環境の問題と、非行・不良行為への支援が多くなっております。北部では、平成25年度は、非行・不良行為への支援が多かったのですが、平成26年度は、家庭環境の問題への支援が多くなっています。

次のページをめくってください。

資料、3枚目でありますが、これは、スクールソーシャルワーカーが連携した関係機関等を教育事務所ごとにまとめたものであります。

各教育事務所とも、児童相談所や福祉事務所 などの福祉分野との連携が多くなっております。

また、中部では、病院や市町村の教育支援センター(適応指導教室)と連携をして対応する事例が多くなっております。南部では、民生・児童委員やスクールアシスタントなどの地域の人材との連携の割合が高くなっております。そして、北部では、スクールソーシャルワーカーが、学校や家庭に対して直接支援を行う活動が中心となっております。

続きまして、要保護・準要保護児童生徒の市 町村別状況についてであります。

本資料は、平成20年度から平成26年度の認定 状況を市町村別の一覧にしたものであります。

全体的に児童生徒数は減少しておりますけれ ども、認定者数それから認定者割合については、 年々増加傾向にあります。

資料3枚目の平成26年度の市町村別状況の右上でありますが、右上には平成20年度から平成26年度における県内の就学援助実績の額を記載しております。

表中の金額につきましては、市町村及び県が、 児童生徒の保護者等に対して、学用品費や医療 費、給食費などの就学援助を行った金額であり ます。

なお、要保護者に係る援助経費の2分の1が、 国から補助金支給の対象となっております。

県内の就学援助実績額については、これも、 年々増加傾向にあります。

そして、同じ資料3枚目で右下でありますけれども、要保護及び準要保護児童生徒就学援助の対象費目一覧を記載しております。

この表の一番左端に、就学援助の対象費目を記載しております。就学に必要な経費として、学用品費、それから通学用品費、校外活動費や体育実技用具費、それから修学旅行費、PTA会費などがありますが、これらの援助費目や金額については、市町村ごとに定められております。

医療費については、結膜炎や中耳炎、齲歯等を治療費の援助対象となる疾病として国が定めております。市町村の援助経費のうち、要保護者に係る経費の2分の1につきましては、これも、国が上限を定めて補助金支給の対象としております。

次に、4枚目を見てください。

4枚目の資料は、1枚目から3枚目までの資料の市町村別状況をグラフにしたものであります。

また、右上には、地区別の推移を記載をして おります。きょうの講師のほうの話にありまし たように、この割合からいきますと、南部の市 のほうが上位に入っているような状況でありま す。

以上、追加資料として、先日の委員会で求め られたものをお渡ししたところであります。

なお、詳しい状況、もし質疑等を行うという ことであれば、次回以降の委員会に執行部をお 呼びしますので、そのときにおっしゃってくだ さい。

説明は以上であります。

それでは、協議事項(1)の政策条例提案書 (案)の検討に入らせていただきます。

第1回委員会において、家庭教育支援についての条例制定を目指す旨を決定いたしました。

このことを受けまして、条例制定に向けた第一歩としまして、8月28日開催予定の政策条例検討会議に、当委員会から政策条例提案書を提出をし、当該条例の必要性等について説明したいと考えております。

資料1をごらんください。

これまでの執行部説明を踏まえまして、正副 委員長で政策条例提案書のたたき台となる案を 作成いたしましたので、これを読み上げたいと いうふうに思っております。

政策条例提案書(案)、これは、提案者は宮崎のこども対策特別委員会になります。

条例の名称は、これは仮称でありますけれど も、宮崎県家庭教育支援条例。

まず、1番目であります。事実(事象)の把

握について。

家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発 点である。基本的な生活習慣、基本的倫理観、 自立心や自制心などは、家族との触れ合いを通 じて家庭で育まれるものである。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中において、家庭の教育力の低下が指摘されている。

また、平成26年度に県教委が実施したアンケートでは、教員の忙しさの要因として、本来家庭ですべきあると思われるような教育内容まで学校に求められることを挙げる教員が10年前より増加し、全体の4割超となるなど、家庭の教育力低下の影響が、学校現場にも及んでおり、看過できない問題となっている。

これにつきましては、家庭の教育力の低下、 そして、教員の忙しさの要因については、前回 の委員会で詳しく協議したわけでありますけれ ども、その一部を抜粋したものを添付してあり ますので、ごらんください。

それから、4番目が、学校現場の声として、 教員が忙しいと感じる要因の上位3つでありま して、2番目の本来家庭ですべきであると思わ れる教育内容まで学校に求められるということ が、この中で唯一10年前よりか上昇してまして、 それ以外は、1番目、3番目とも10年前と比較 をして割合が減ってるということが、この表か らも言えるのかと思います。

続きまして、また戻りまして、政策条例提案 書のほうなんですが、2番目であります。条例 制定の必要性についてであります。

各家庭が、改めて家庭教育に対する責任を自 覚し、その役割を認識するとともに、共働きや ひとり親家庭が増加する中で、家庭を取り巻く 地域、学校等、事業者、行政、その他県民皆で 家庭教育を支えることを目的とした条例を制定 する必要がある。

この中で、本県の特色を示す一つの例として、 先ほどの話にもありましたけれども、共働きや ひとり親家庭にも意識、配慮した内容にしてい く必要があるのかなというふうに考えていると ころであります。

あわせて、家庭を支える体制、そして、学校を支援する体制が必要であることも、前回委員会の資料である別添に記載されております。

次のページをめくっていただきたいと思います。

実態的措置についてであります。

家庭教育支援に関する基本理念や県の責務、 そして、市町村との連携、保護者の役割、地域 の役割、学校等の役割、事業者の役割、知事に よる家庭教育支援に関する施策の議会報告・公 表などを定めることとする。

最後、4番目でありますけれども、憲法・関係法令の抵触についてであります。

教育基本法等の家庭教育に関する法令に抵触 する可能性はないと思われる。

提案書(案)の内容が、以上のとおりであります。

なお、具体的な条例内容については、次回委員会で委員協議をしっかりと行う予定であります。

本日の委員会では、ただいま読み上げいたしました提案書(案)の内容に関しまして、皆様の御意見を伺いたいと思います。御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○太田委員 いいですか。今、講師の先生が話をされた内容に対して感じたところもあるもんですから、また、特に条例というのも考えられ

ているようで、それで、ちょっと意見として述べさせてもらいたいんですが、講師の先生の資料の1ページのところに図2があって、その中に、きょうも議論になりましたけれども、自己評価の低い子供さんたちが生まれてるよねと。先ほど言ったように、「うちのはもう、俺なんかよ」というような言い方をする子供たちが確かにふえてるとかいうのは、やっぱり親のすさんだ会話を聞いてて、俺なんかもうこれじゃあ世の中に出れんよなというような、自己評価の低い子ができる可能性を私は感じてるんです。

だもんだから、親の人たちの社会的な安定ちゅうか、気持ち、精神上の安定はどうしたらつくれるのかなと思ったときに、仕事をきちんとやれる職場があればいいんだがなちゅうのをちょっと思うところもあって。

それで、清山委員が指摘したとこを私も気になってたところで、3ページの図10、これなんかも、日本の場合は働いてもあんまり貧困率から脱出できないじゃないのということを考えたら、先生も言われたように、多少働く形、派遣労働とか、そんなのがどうも、働いても十分貧困から脱却できない、そういう実態があるよねというのがこのデータになるのかなと思ったり。

図9でいえば、ひとり親世帯の子どもの貧困率というのがありますが、北欧のデンマーク、スウェーデン、ノルウェーとかフィンランド、は貧困率が低いんです。なもんで、それとも重ねて図の13を見ると、再配分した効果というのが、日本の場合あんまり出てきてないようです。北欧では、再配分をしたら劇的な効果が出てますよねというのが13にあるように、私は感じたもんだから。

それで、今後この条例の中では、家庭の教育 をということで、そこに視点を当てながらとい

うことではあろうとは思いますが、この条例の 中の説明の3のとこに実態的措置についてとい うのがありますけれども、私は、それにはもう 異論はありませんが、多少、こういった子供に まつわる日本の状況というのを条例の中に入れ るということはできないものかと思いますけれ ども、ここに、3の実態的措置のとこに事業者 の役割というのがありますよね。そこに、もし 課題として何かそういう、事業者としては従業 員を雇って、そういうところに配慮するような 何かがあると、今さっき言ったようなところの データが、少し生かされるかなと思ったりした もんですから、気持ちとして言わせてもらいま した。こうしなさいということではないんです けれども、こういうデータを見ると、そこは少 し言わせていただきたいなと思って、意見とし て言わせてもらいました。

○前屋敷委員 今の太田さんの発言にも関連し ているんですけれども、きょうの学習でもあっ たように、やはり今の社会的な情勢を反映した 上の、今の子供たちの貧困の状態、学力の格差 も含めて出てきているというのを、きょうも先 ほど示していただいたんですけれども、全てを この条例の中に盛り込むというのは難しいかも しれませんけれども、第1の事実(事象)の把 握についてというところで、そういった背景な ども、きちっと位置づけていないと、やはり家 庭でどう子供たちを育て、守っていく役割が果 たせるかというところも、家庭だけに特化する ことなく、社会的な問題としても把握する、認 識していくことが重要だというふうに思います ので、ここの中では社会的にどうせえ、こうせ えということは言えないかもしれないんですけ れども、そういう背景があるということはきちっ と位置づけていかないと、いろいろ施策として

も、正確なものが出てこないんじゃないかなというふうに思います。

〇右松委員長 もう自由に。

〇岩切委員 実は、この家庭教育支援という考 え方のベースに、この場での議論が貧困の問題 とリンクしながら動いていましたので、この条 例は、そういう社会背景、今、前屋敷委員から ありましたような背景も踏まえて、そこを全体 的に家庭教育をよく支えていくんだよという組 み立て、理解をしていたので、おのずと入って くるものというふうに実は今思っているんです けれども、だから、改めて委員からお話があっ て、そこが、文面にはうまくまだまだ出てきて ないんですけれども、これから本格的に条例が 検討される中で、単にぱっと見にすると、特に 2番のところの表現も微妙な部分があるんです けれども、家庭が家庭教育の責任を自覚して、 役割を認識してということではなくて、ここに ちょっと一工夫が、委員長がおっしゃられたよ うに、「共働きやひとり親家庭が増加している」、 その括弧書き、その前段に、この社会の貧困、 格差の問題というのがあるんだよという思いが あって、具体的な3番のほうにつながっていく んだっていうふうに理解をしているところなん です。

だんだんと具体表現が出てくる中で、そこは、 家庭教育を支えるというのは、当然、この世の 中の貧困問題、格差問題を捉まえてやっていけ るものというふうに理解してるところなんで、 ぜひ、そういうようなものであってほしいなと いうふうには思ってるところです。

〇右松委員長 どうぞ、自由に御意見お願いします。

○坂口委員 入れるか入れないかというのは、 やっぱり難しいですね。実態はわかるんですよ ね。ただ、どう入れてくかって、それが本当に、 そのことがストレートな要因なのか。その中で、 例外がたくさんあるじゃないか。今度は、上位 グループにある人たちの中にも、やっぱりそう いうのに入るんじゃないか。割合が少し違った だけで、だから、これをここに入れるというの がどんな表現でというのを、感覚的には捉えて るんです。だけれども、難しいなと思って。な かなか、微に入り細に入りここに盛り込む。盛 り込み方はどうやるかですね。盛り込む表現の 仕方をちょっと考えていただいて、またみんな で検討やっていくというのでよいのではないか と思います。

それと今度は、事実の把握についてで、これも表現の仕方ですけれども、「平成26年度に県教委」って、これはやっぱ県教育委員会と正式な名称を使うべきだと思います。また、「本来家庭ですべきであると思われるような」、「思われるような」という表記が、表現の仕方がどうかと。果たしてここに、「思われるような」というと主観の問題でですよね。「思われる」で切るか、「すべきである教育内容で」、それぐらいやっぱりシビアにやっていかないと。なかなかこういう表現の仕方は難しいですね。

○太田委員 これは、先ほど誰かから出ましたけれども、事象の把握についてというところあたりを工夫しながらやらないといかんのかなと思ったのは、家庭に責任を負わせていくだけで、本当につかんでないところがあるねというような特別委員会になっちゃいかんものだから、お互いの立場での、ちょっと表現は難しいとは思いますが、事象のところあたりは一工夫して、今まで議論されたりしたこととかを含めるといいのかなと思って、今、それぞれの方が言われたような気持ちもやっぱり、どうしても出てく

るもんだから。

○坂口委員 よくわかるんです、全く同じ。だから、表現の仕方とすると、それを一つくくると、またほかにもくくんなきゃ、こちらだけくくって、もう一方のほうをくくらない、その中に囲めないって、何かバランスの問題が難しいなというのがあります。

確かに、もうジニ係数一つとってみても、これが恐らく4ぐらいをジニ係数が超したときは、もうそれこそ動乱が起こるぐらいのすごいシビアな数字だったんだけれども、たしか超してるか超してないかぐらいのところに今いますよね。だから、それをその中に入れていくのは難しいけれども、実態としては、今言われるように、再配分、よく累進課税を言われますけれども、累進課税が緩和されていきながら、一方じゃあ使用料、手数料、保険料というものがぐんぐん押してまして、消費税で広く浅くというようなぐあいになってきてるという社会状況。そういうものからここらが生じてきてるなというのはわかるんです。

だから、よく言われることはわかるけれども、 表現の仕方がどういう表現の仕方があるかなと いうことで、反対という意味じゃないんです。 だから、そこらをどう入れていくかなというの は、難しいなと思うんです。

〇右松委員長 暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時56分再開

〇右松委員長 それでは、委員会を再開をいた します。

ただいまの御意見を踏まえながら、正副委員 長で加筆修正を行い、途中に皆様にお見せをし た後、でき上がったものを、来週、県南調査の 空き時間でお示しをしたいというふうに思って おりますけれども、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇右松委員長 それでは、そのような形で進め させていただきたいと思います。

次は、県北調査についてであります。

県北調査の調査先につきましては、正副委員 長に御一任いただきましたので、日程案を作成 いたしました。

それでは、県北調査の日程案について説明い たします。

資料2をごらんください。

まず、8月26日は、日向市を訪問し、家計相 談支援事業、学習支援事業、居場所サロン事業 等について調査を行います。

続いて、県立延岡青朋高校では、「子どもの貧困問題」に係る定時制高校の現状等について、これにつきましては、前副校長で、この問題に造詣の深い三輪邦彦氏にも同席をお願いし、調査を行います。

また、定時制課程の授業も見学を行いたいと思います。

翌8月27日は、高鍋町社会福祉協議会を訪問 し、昨年11月に開講した無料学習塾「社協塾」 について調査を行います。

石井記念友愛園では、「子どもの貧困問題」に おける児童養護施設の役割等について調査を行 います。また、施設の見学も行います。

その後、昼食を挟みまして、川南町で開催されます口蹄疫終息5周年式典に向かいます。

日程案の次のページをごらんください。

参考資料として、同式典の概要をつけております。詳細については、こちらのほうで御確認いただければと思います。

なお、式典には、全過程で出席をして、16時

半ごろ終了した後、高鍋駅経由で、議会到着は、前のページに戻っていただきますと、17時30分を予定しております。

県北調査につきましては、調査日が迫っていることから、調査先との調整もある程度進めさせていただいておりますので、できればこの案で御了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇右松委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

なお、諸般の事情により、若干の変更が出て くる場合もあるかもしれませんが、正副委員長 に御一任をいただきますようお願いいたします。

なお、調査時の服装につきましては、夏季軽 装にてお願いいたします。

12時になりましたが、あと少しでありますので、時間を延長させていただければと思います。

次は、県外調査についてであります。

まず、主な調査先候補を記載した書面を配付いたします。

届きましたでしょうか。これは、あくまで案でありますけれども、現在のところ、足立区役所、それから、岐阜県庁及び大阪市立天満中学校を主な調査先として検討してるところであります。

3つの候補先の細かい資料も用意しておりまして、次のページをめくっていただきますように、新聞等で、足立区については報道されたとおりでありまして、この内容について伺っていきたいと、そのように考えてます。

それから、岐阜県庁に関しましては、都道府 県で4番目に条例制定をしておりまして、後ほ ど押川書記のほうから詳しく説明させてもらい ますが、他県と比較をして、独自性の強い条例 を制定しておりますので、こういったところも 研究してまいりたいと考えています。

それから、大阪市立天満中学校につきましては、1ページに書いてますとおり、夜間学級を併設して、現在まで多様な教育ニーズに応える取り組みを展開中であります。貧困問題を考える上でも、参考になると思われるところであります。

これらを踏まえて、県外調査につきまして、 御意見等がありましたらお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

午前0時6分再開

〇右松委員長 委員会を再開いたします。

調査先の調整につきましては、正副委員長に 御一任をいただきたいと存じますが、よろしい でしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇右松委員長 それでは、そのような形で進め させていただきたいというように思います。

次は、次回委員会についてであります。

次回委員会は、9月25日金曜日に行いまして、 9月定例会期中でありますが、主に条例の要綱 案について協議をする予定としております。

初めに、既に家庭教育支援条例を制定している4つの県の条例内容を比較をした一覧表、これは、押川書記がわかりやすく整理しておりますので、この一覧表と、それから、宮崎県がん対策推進条例の制定の際に作成されました条例要綱案を配付いたします。

それでは、それぞれの内容につきまして、押 川書記に説明をお願いします。

○押川書記 まず、A3の比較一覧をごらんください。

これは、4県、熊本県、鹿児島県、静岡県、 岐阜県で制定されました条例の内容につきまし て、言及がある、言及がない、あと、各県独自 部分を太字で示した一覧表になっております。

大まかな特色について御説明いたします。 まず、前文についてであります。

まず、冒頭の部分で、整理番号3の部分になるんですが、各県、子育てに関する地域独自の考え方等を盛り込んでおります。

具体的に申し上げますと、鹿児島県では「郷中教育」であるとか、あと、「日新公いろは歌」というものを取り上げていたり、静岡県では静岡県が推進する人づくりとして、知事が提唱しておられる「有徳の人」というキーワードを入れて書かれておるというところが特色になっております。

具体的な内容につきましては、裏面の最後の 備考のところに説明書きを付しておりますので、 そちらをごらんいただければと思います。

続きまして、前文の問題意識の点であります。 問題意識につきましては、各県、それぞれ抱 える問題を具体的に盛り込んでおります。

特色といたしましては、整理番号7及び8にありますとおり、子供が抱える問題、いじめとか自尊心の低さといったものを、熊本県、鹿児島県、岐阜県の各県が取り上げております。また、地域の教育力の低下、他人の子供を注意できないといった内容を岐阜県が取り上げているところでございます。

あと、主張の部分では、4県ともほぼ同じ内容ではございますが、静岡県が家庭の自主性の尊重というものを強調して書いているところが特色になっております。

続きまして、各論部分に移りまして、まず、 第1条、目的につきましては、共通部分も多い のですが、前文と同じように各県の色が出た内容となっております。

続いて第2条、定義の部分では、岐阜県は、 家庭教育について教えるべき事項を列挙して明 確化させているというところが特色になってお るのに加えまして、鹿児島県では事業者の定義 づけを行っております。これは、第9条で事業 者の役割を規定している関係上、このような定 義づけを行っているものと考えられます。

ずっと下のほうに参りまして、第11条、整理番号30番になりますが、ここでは4県とも知事による議会報告・公表を毎年度義務づけているところが特色になっております。

そして、裏面に参りまして、第12条の部分になりますが、ここでは静岡県が、関係者の家庭教育支援活動の支援に言及をしております。非常に手厚いイメージを持つところであります。

あとは、第18条の部分、整理番号40番になりますが、ここで岐阜県が、条例で定める「家庭の日」、「早く家庭に帰る日」を家庭教育を実践する日としている点に、非常に特色が出ていると思います。

ちなみに、岐阜県の家庭の日は、毎月第3日曜日、早く家庭に帰る日につきましては、毎月8日と18日、28日、8がつく日を早く家庭に帰る日ということで、条例で定めています。

なお、4 県とも議員提案による条例制定となっている特色がございます。

引き続きまして、A4の条例要綱案のほうに 移りたいと思います。

この条例要綱案は、がん対策推進条例の際の ものを参考資料としてお配りしたものでありま す。

中身としましては、条例の規定する内容、趣旨等を明らかにするというものでございまして、

条例の実際の条文にかなり近い内容が書かれて いるというものになります。

具体的には、目的から始まりまして、県の責務や関係者等の役割について言及し、そのほか 具体的な内容に踏み込んで作成されております ので、次の委員会でも、そのような内容を議論 していただくということになろうかと思います。

詳細につきましては、お配りしました条例要 綱案をごらんいただきますようよろしくお願い いたします。

以上でございます。

〇右松委員長 説明は終わりました。書記のほうでしっかりと整理されたものになっておりますので、ぜひ参考にしていただければありがたいなと思います。

今回と同様に、条例要綱のたたき台となる案 を正副委員長で準備させていただきまして、しっ かり皆様にお配りをしまして、それをもとに議 論を進めていきたいと思います。

また、当日は、この条例の中で、「宮崎らしさ」 や「宮崎の特色」をどう出していくかについて も議論を深めたいと考えております。

以上の進め方につきまして、これでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇右松委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

最後になりますが、協議事項5のその他で、 委員の皆様から何かございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇右松委員長 次回委員会は、9月25日金曜日 午前10時から予定しております。

本日の委員会をこれにて閉会いたします。あ りがとうございました。

午後0時15分閉会